

## 野生鳥獣の肉における放射性物質の測定結果について (平成31年度第10報)

仙台市、角田市、岩沼市、川崎町、丸森町及び亘理町で採取されたイノシシの肉について、放射性物質の測定を行ったところ国の基準値（100ベクレル/kg）を超えるものはありませんでした。

なお、ツキノワグマ肉及びイノシシ肉については、平成24年6月25日付けで、県内全域を対象に国から出荷制限指示が出されており、現在も継続しております。

記

### 1 測定結果

(単位：ベクレル/kg)

鳥獣名	捕獲場所	放射性セシウム		捕獲年月日	測定日
		測定値	食品衛生法の規定に基づく放射性物質の基準値		
イノシシ	岩沼市南長谷	11	100	R1.12.21	R2.1.24
	川崎町前川腹帯	28		R1.12.22	
	川崎町大字川内字上石丸	16		R2.1.5	
	亘理町逢隈	9.6		R2.1.6	
	角田市高倉字小牛沢	不検出		R2.1.6	
	角田市高倉字小原田	不検出		R2.1.13	
	丸森町耕野字立石	43		R2.1.13	
	仙台市青葉区芋沢字青野木	12		R2.1.16	
	丸森町耕野字立石	34		R2.1.18	

※ 次のURLから、野生鳥獣肉に係るこれまでの検査結果が確認できます。

<https://www.r-info-miyagi.jp/r-info/other/#11>

- 2 測定年月日 令和2年1月24日  
3 検査機関及び検査機器 株式会社 理研分析センター  
ゲルマニウム半導体検出器  
4 検出下限値 14.9～17.1 ベクレル/kg

(参考)

- (1) 不検出

放射性物質の濃度が、検出下限値に満たないことを指します。

- (2) 検出下限値

当該測定機器で検出できる放射性物質濃度の最小の値を示し、測定ごとに異なります。

なお、測定値及び検出下限値は、セシウム134及びセシウム137それぞれの値を合算した値であり、測定の結果によりセシウム134又はセシウム137のどちらかが不検出の場合などでは、測定値が検出下限値を下回ることがあります。